

一関地区広域行政組合介護支援任意事業実施要綱

平成18年6月7日

一関地区広域行政組合告示第15号

(目的)

第1 この告示は、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(事業主体)

第2 介護支援任意事業の事業主体は、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）とする。

(実施主体)

第3 介護支援任意事業の実施主体は、組合又は組合が介護支援任意事業の実施を委託する法人又は団体とする。

2 前項の法人又は団体は、介護支援任意事業が効率的かつ効果的に実施できると管理者が認める次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市町
- (2) 社会福祉法人
- (3) 公益法人
- (4) 介護保険サービス事業所
- (5) 特定非営利活動法人
- (6) 地縁団体
- (7) その他、管理者が適当と認めたもの

(対象者)

第4 この事業の対象者は、次に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 被保険者
- (2) 要介護被保険者を現に介護する者
- (3) 介護に携わる者
- (4) 介護に関心があるもので、両磐地区で介護又はその他の活動を行なっている者
- (5) その他管理者が特に必要と認める者

(事業内容)

第5 被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業とし、別表の

とおりに例示する。

(実施方法)

第6 介護支援任意事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成18年厚生労働省告示第316号）の規定によるほか、この告示に定めるところによる。

2 介護支援任意事業の実施に当たっては、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な企画立案を行い、継続的なサービスが提供されるよう努めるものとする。

3 介護支援任意事業を第3第2項各号の法人又は団体に委託して実施する場合は、組合は委託契約を締結しなければならない。

(利用者負担)

第7 第3に掲げる実施主体は、介護支援任意事業の利用者から、利用者の受益に応じて次項に定める経費に対する負担を求める。

2 前項の利用者負担は、次の各号に掲げる経費の範囲内にしなければならない。

- (1) 利用者の飲食に要する経費
- (2) 介護支援任意事業実施時に消費する消耗品費、燃料費及び光熱水費
- (3) 利用者に帰属することになる教材費等に要する経費
- (4) その他組合が必要と認める経費

(委託料)

第8 組合は、第6第3項の規定に基づく委託契約により介護支援任意事業を実施する場合は、介護支援任意事業に要する経費から、第7第2項により受託者が収受すべき利用者負担を控除した額を委託料として支払うものとする。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

制定文（抄）

平成18年6月7日から施行する。

別表（第5関係）

事業名	事業細目
介護給付等費用適正化事業	介護給付等費用適正化事業
家族介護支援事業	家族介護支援事業
	認知症高齢者見守り事業
	家族介護継続支援事業
その他の事業	成年後見制度利用支援事業
	福祉用具・住宅改修支援事業
	高齢者地域自立生活支援事業